

九州森林管理局交渉（全国林野関連労働組合九州地方本部九州森林管理局分会）
議 事 要 旨

1 日 時 令和6年7月8日（月） 17時17分～18時07分

2 場 所 九州森林管理局内会議室

3 出席者

九州森林管理局	島田喜代司	総務企画部長
同	篠村 和希	総務課長
同	峰 俊之	総務課課長補佐（総務担当）
同	清田 誠	総務課課長補佐（福利厚生担当）

林野関連労働組合九州地方本部

九州森林管理局分会	後藤 一哉	委員長
同	藤川 涼一	副委員長
同	内海 康雄	書記長
同	小山 雄平	執行委員
同	平松 大志	執行委員
同	坂元 美聖	執行委員

4 交渉概要

（当局）

ただいまより、先般申し入れのあった交渉を開始する。あらかじめ窓口において予備交渉を行い、交渉時間、交渉項目等をやりとりしているので、それに基づき進行をお願いする。

（職員団体）

九州森林管理局においては、時間外労働が依然として顕在化しており、心身の健康にも深刻な影響を及ぼす恐れがあると考えている。実効性ある時間外労働の縮減対策を行うこと。

業務量を見極めながら特定の課、特定の係等に超過勤務が偏ることのないよう要員を増やすなど対策を講じること。また、サービス残業とならないよう適正な超過勤務命令とすること。定時退庁日の定着化、併せて年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくりに努め、取得率を向上させること。

（当局）

超過勤務時間の縮減等、勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持及びゆとりある生活の実現等の観点から、重要な課題であると認識しているところである。

令和5年度の本局の超過勤務時間については、昨年度と比べ減少しているところであり、毎月の定時退庁週間や毎週水・金の定時退庁日を庁内放送でお知らせする等の取り組みだけ

でなく、実効ある管理者の呼びかけを徹底することにより縮減を図る考えである。

引き続き、特定の係が業務過重とならないよう、応援体制等の有効活用を図るとともに、超過勤務命令についても、本人からの申し出はもとより、業務の進行状況を把握のうえで適切な命令を行うことで縮減に向けた取組を進めてまいりたい。

休日出勤の振替休暇については、休日出勤をした日の4週間前から8週間後の日まで振替期間があることから、該当者がいる場合は、各課長等に対して、「目配り・気配り」等を行いながら声掛けを行うなど、取得しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、計画的な取得に努めるよう指導を徹底してまいりたい。

なお、サービス残業はないと認識しているところであり、引き続き、超過勤務の命令にあたっては、事前命令を徹底し、今後も適切な勤務時間管理を行うよう指導してまいりたい。

年次休暇の取得促進を図っていくことは、職員の心身の健康保持とゆとりある生活の実現等の観点から、大変重要なことであると認識しているところである。年次休暇等の使用促進については、計画表を活用した年次休暇の取得促進に向けた取り組みを行い、計画表の作成を各課に依頼しているところである。引き続き、定期的に取得状況をチェックし、各課長等に対して、「目配り・気配り」等を行いながら声掛けを行うなど、取得しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、管理者に対しても自ら率先して計画的な取得に努めるよう指導を徹底してまいりたい。

(職員団体)

相手の捉え方次第で不快に思われ、セクハラ・パワハラになってしまう。勤務時間内外にかかわらず、上司が部下に対し行き過ぎた行動や言動（冗談）で傷つけることや、周りの者を不快にすることがないように当局自らリーダーシップをとり、未然防止に努めること。

(当局)

セクハラ・パワハラなどの苦情に関する相談については、相談窓口及び相談員を設置し日常的な苦情等の相談に応じる体制を整備しているところであり、係る事案について相談しやすい雰囲気をつくるとともに、問題が発生した場合は迅速かつ適切に対応する考えである。

また、毎年「国家公務員ハラスメント防止週間」が実施され、職員への研修等を通じて各種ハラスメントの防止に努めるとともに、倫理月間、ハラスメント週間において取組を強化しているところである。

引き続き、管理者が率先して明るい職場づくりに向けて取り組む考えである。

(以上)